第19回　定時株主総会招集ご通知

日時：2021年6月25日（金）　午前10時00分（受付開始：午前9時30分）

場所：東京都中央区日本橋浜町三丁目22番1号
日本橋浜町Fタワープラザ3階　Fタワープラザホール

※開催場所が昨年と異なりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違いないようご注意ください。

ENCOURAGE TECHNOLOGIES

新型コロナウイルス対策のお願い

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、株主総会当日のご来場につきましては、可能な限りお控えいただき、書面またはインターネットによる事前の議決権行使をお願い申し上げます。会場においては、入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方のご入場をお断りする場合がございます。また、座席の間隔をあけることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいてもご入場いただけない場合がございます。予めご了承いただきますようお願い申し上げます。

目次

株主の皆様へ…… 1
第19回定時株主総会招集ご通知 …… 2
（提供書面）
事業報告…… 6
計算書類…… 22
監査報告…… 25
株主総会参考書類…… 29
　第1号議案　剰余金処分の件
　第2号議案　定款一部変更の件
　第3号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
　第4号議案　監査等委員である取締役4名選任の件
　第5号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
　第6号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

株主の皆様へ



代表取締役社長

石井進也

株主の皆様には、平素より当社事業にご理解とご支援を賜り、心から御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症により、亡くなられた方に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、罹患された方、不安で辛い日々を過ごされているすべての皆様に心からお見舞い申し上げます。また、感染拡大防止にご尽力されている皆様には深く感謝申し上げます。

当社は、おかげさまで2002年11月1日の創業から18周年を迎えることができました。振り返ると主力製品である「ESS REC」によって新たなマーケットを創出し、以来、国内市場シェア1位を継続しております。

昨今の新型コロナウイルスの感染拡大は社会の行動様式を大きく変え、ICTの必要性と依存度はますます高まっております。当社は、コンピュータシステムの安定と安全をテーマに、社会が必要とする新たな価値をタイムリーに創造、提供し続けております。

当事業年度におきましては、働き方が多様化する中、新型コロナウイルス感染症拡大防止策としてテレワークが新常態（ニューノーマル）となりました。同時に、急拡大する情報インフラの脆弱性を狙ったサイバー攻撃の被害が頻発し、ますますセキュリティ強化の重要性が高まっている状況です。

そのような中、主力製品である「ESS REC」をベースに働き方改革推進をサポートする機能を追加した「ESS REC NEAO」や、新製品として3月にリリースした次世代型特権ID管理ソフトウェア「ESS AdminONE」を中心に営業活動を展開し、当社ソリューションの訴求活動を行ってまいりました。

また、週休3日も可能とする新人事制度「Encourage Smart life Style（エンカレッジスマートライフスタイル）（略称：ESS)」を4月から開始し、より生産性の高い働き方改革の実現を行ってまいります。

今後も勇気（エンカレッジ）を持って新たな価値創造に取り組み、社会基盤としての製品・サービスを提供して、更なる成長・発展に努めてまいる所存です。引き続き、ご支援とご理解を賜りますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

証券コード　3682
2021年6月9日

株　主　各　位

東京都中央区日本橋浜町三丁目3番2号
エンカレッジ・テクノロジ株式会社
代表取締役社長　石　井　進　也

第19回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第19回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本年は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、可能な限り、書面または電磁的方法（インターネット）により事前の議決権行使をいただき、本総会会場でのご出席はお控えくださいますよう強くお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、2021年6月24日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1．日　　時　2021年6月25日（金曜日）午前10時00分

2．場　　所　東京都中央区日本橋浜町三丁目22番1号
日本橋浜町Ｆタワープラザ3階 Ｆタワープラザホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3．目的事項

報告事項　第19期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
第４号議案　監査等委員である取締役4名選任の件
第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
第６号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

4．議決権行使についてのご案内

（1）書面（郵送）による議決権行使の場合
同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、2021年6月24日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご送付ください。

（2）インターネットによる議決権行使の場合
当社の指定する議決権行使サイト（https://www.web54.net）において、賛否をご入力のうえ、2021年6月24日（木曜日）午後5時30分までに議決権をご行使ください。

（3）書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。

インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.et-x.jp）より、発信情報をご確認くださいますよう、併せてお願い申し上げます。

本定時株主総会招集ご通知に添付すべき書類のうち、計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　https://www.et-x.jp）に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知提供書面には記載しておりません。

従いまして、本定時株主総会招集ご通知提供書面は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした計算書類の一部であります。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　https://www.et-x.jp）に掲載させていただきます。



インターネットによる議決権行使のご案内

行使期限

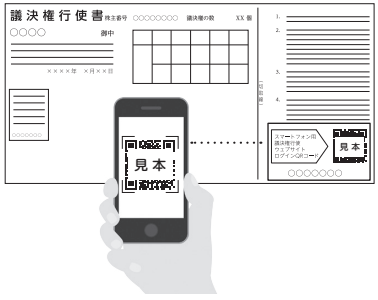
2021年6月24日（木曜日）
午後５時30分入力完了分まで

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく
議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。



※議決権行使書用紙はイメージです。

書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

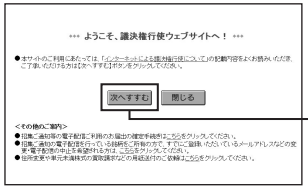
議決権行使ウェブサイト　**https://www.web54.net**

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

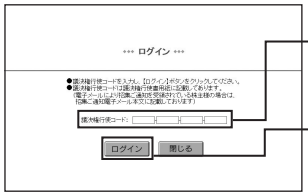
2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

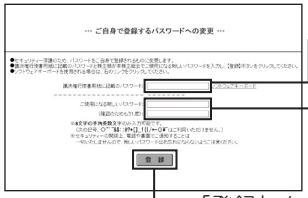


「次へすすむ」をクリック



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

※操作画面はイメージです。

パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合せ

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：**0120－652－031**（フリーダイヤル）
（受付時間　9：00～21：00）

（提供書面）

事　業　報　告

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

１．会社の現況

⑴　当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大及び流行の影響が長期化し、３度目の緊急事態宣言が発令されるなど、依然として厳しい状況が続いております。当社におきましても、引き続き感染拡大の防止策を講じつつ徐々に活動レベルを引き上げておりますが、未だ感染収束の見通しは立たず、国内の経済活動は厳しい状況が続くと見込んでおります。

当社が属する情報サービス業においては、いわゆる「巣ごもり需要」によりゲームソフトの売上が前年同期比で伸長する月が見られたものの、ソフトウエア開発市場全体の売上高が、第2四半期以降に総じて前年同月を下回る状況となっております。（経済産業省2021年2月分特定サービス産業動態統計月報（2021年4月15日））

このような状況の下、当社は「新たな価値創造」「ストックビジネス強化」「業務効率化による働き方改革の推進」を重点施策に掲げ、製品開発ならびにサービス開発の強化に取り組んでまいりました。

「新たな価値創造」においては、従来から取り組んできた新SIO開発の第一弾として、企業のDX推進を支援する次世代型特権ID管理ソフトウェア「ESS AdminONE」を３月にリリースしました。当該製品は、販売開始前のテストリリース版を用いた早期トライアル「アーリーアクセス」の参加を取引先に呼びかけた結果、約20社のお客様・パートナーにご参加いただきました。「アーリーアクセス」の中では製品に関する高い評価をいただき、リリースから僅か1カ月の間に10件のプロジェクトで採用されました。また、同じく３月に主力製品の「ESS REC/ESS REC NEAO」で、AI技術（深層学習）を高精度の画像解析・顔認識技術に活用したカメラセンサー機能を搭載した新バージョンをリリースいたしました。

以上の結果、当事業年度の売上高は、1,801,766千円（前期比4.5％減）となりました。ライセンス売上は、新型コロナウイルス感染症の影響によりお客様企業の投資がより慎重になったことや、緊急事態宣言により新規提案活動が阻害されたことなどの影響により、上半期予定案件の遅延が見られました。下半期では営業体制強化の成果や新製品の寄与等により、各四半期で1億円を超えるなどライセンス売上の回復が見られました。コンサルティングサービス売上においては、特に上半期のライセ

ンス売上減少による影響を受けたことで低迷したものの、「ストックビジネス」である保守サポートサービス売上とクラウドサービス売上は順調に増加いたしました。なお、当事業年度における保守サポートサービス契約の更新率は、前事業年度に未達となった経営目標である95％超に回復いたしました。売上原価ならびに販売費および一般管理費においては、新製品「ESS AdminONE」や「ESS REC/ESS REC NEAO」カメラセンサー機能開発等の投資により、研究開発費が289,975千円（前期比35.0％増）となりました。一方で、新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの社員がテレワーク（在宅勤務）を徹底したことで営業の訪問・出張活動の抑制や、イベントの中止・縮小など販売関連費用が減少したほか、関連経費の抑制などにより営業利益は163,399千円（前期比9.1％減）、経常利益は165,301千円（同12.3％減）、当期純利益は前事業年度計上の特別損失や繰延税金資産の取崩しの反動減等により、138,670千円（同21.7％増）となりました。

「業務効率化による働き方改革の推進」については、新型コロナウイルスの感染防止策として全社員がリモートワーク（在宅勤務）を実現できる環境を構築し、「ESS REC/ESS REC NEAO」を活用して業務効率をモニタリングするとともにセキュリティ対策を講じております。また、通勤時ならびに職場の密を回避するために時差通勤を取り入れた勤務形態も定着いたしました。2021年4月からは、さらに発展させた人事制度を導入して、給与水準を変えることなく「週休３日」を実現する変形労働時間制を開始しており、社員への安全配慮とともに生産性の向上に努めております。

区分別売上高

区　　分	第18期 (2020年３月期) (前事業年度)		第19期 (2021年３月期) (当事業年度)		前期比増減	
	金　　額	構成比	金　　額	構成比	金　　額	増減率
ラ　イ　セ　ン　ス	416,452千円	22.1%	409,195千円	22.7%	△7,257千円	△1.7%
保守サポートサービス	1,116,227	59.2	1,136,901	63.1	20,674	1.9
ク　ラ　ウ　ド　サ　ー　ビ　ス	76,018	4.0	81,976	4.5	5,957	7.8
ｺﾝｻﾙﾃｨﾝｸﾞｻｰﾋﾞｽ	177,275	9.4	109,298	6.1	△67,977	△38.3
ＳＩＯ常駐サービス	33,414	1.8	21,865	1.2	△11,548	△34.6
そ　　の　　他	66,319	3.5	42,528	2.4	△23,790	△35.9
パッケージソフトウエア事業合計	1,885,708	100.0	1,801,766	100.0	△83,942	△4.5

（注）当事業年度のその他の主なものはSEER INNERのタームライセンス及び保守売上34,781千円
レンタル売上6,434千円であります。
当事業年度において、連結子会社株式会社アクロテックを清算し、パッケージソフトウエア事業の単一事業区分に変更しております。

② 設備投資の状況
当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は22,682千円であり、その主なものは開発用サーバーの取得であります。
ソフトウエア投資の総額は70,311千円であり、主として市場販売目的ソフトウエア「ESS REC V5.7等」及び「ESS AdminControl V1.6.2」の開発であります。

③ 重要な組織再編等の状況
該当事項はありません。

⑵ 直前３事業年度の財産及び損益の状況

当社の財産及び損益の状況

区分	第16期 (2018年3月期)	第17期 (2019年3月期)	第18期 (2020年3月期)	第19期 (当事業年度) (2021年3月期)
売上高（千円）	1,732,827	2,114,490	1,885,708	1,801,766
経常利益（千円）	385,205	548,093	188,570	165,301
当期純利益（千円）	270,510	397,603	113,938	138,670
1株当たり当期純利益（円）	39.23	57.89	16.60	20.74
総資産（千円）	3,644,550	4,152,589	3,874,582	3,899,329
純資産（千円）	3,016,413	3,324,078	3,250,464	3,169,655
1株当たり純資産額（円）	439.28	483.90	477.88	475.90

（注）１.売上高には、消費税等は含まれておりません。
２.「1株当たり当期純利益」は、期中平均株式数により、「1株当たり純資産額」は、期末発行済株式数により算出しております。なお、期中平均及び期末発行済株式数は、いずれも自己株式を除いて算出しております。
３.「1株当たり当期純利益」の算定において、「株式給付信託（J-ESOP）」導入において設定した株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式を自己株式として処理していることから、期中平均株式数から当該株式数を控除しております。
４.「1株当たり純資産額」の算定において、「株式給付信託（J-ESOP）」導入において設定した株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式を自己株式として処理していることから、期末発行済株式数から当該株式数を控除しております。
５.前事業年度までは連結計算書類での財産及び損益の状況で記載しておりましたが、当事業年度より非連結決算に移行したことから単体での財産及び損益の状況で記載しております。

⑶ 対処すべき課題

当社は、単なる製品・サービスの提供ではなく、お客様の声を反映したパッケージソフトウエアの開発・販売、製品のサポートサービス、コンサルティングを通じた真のソリューションサービスを提供し、社会に貢献することを目指しております。

2022年3月期におきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大を抑止するため世界的にワクチン開発や接種が進んでいるものの、収束時期は依然として不透明で、影響の長期化が懸念されております。そのような社会状況の中で、企業はテレワークやDX（デジタル・トランスフォーメーション）推進に向けた取組みを着実に進めております。当社が属する情報通信の業界においても、クラウド環境整備、サイバーセキュリティ強化など市場は拡大傾向にあります。

このような外部環境において、当社が対処すべき課題は、以下のとおりであります。

①顧客ターゲット別の営業推進
- 顧客ターゲット別にバーチャルな組織で戦略を立案、PDCAマネジメントを実施
  - ：顧客深耕営業（直販）、純新規開拓営業（直販）、ビジネス協業営業（代理店）など顧客ターゲット別の営業組織に対して、プリセールスやサポート部門の担当SEをバーチャルで組織することにより営業推進を図る

②ソリューション強化
- 商材/販売両面のソリューション強化による売上高UP
  - ：AI技術を活用した新機能の継続的追加や柔軟なシステム連携のためのAPI開発等製品に関するソリューション強化を図る
  - ：クラウドサービス（IaaS）との連携による新サービス提供や代理店による当社製品のクラウドサービス（SaaS）提供等販売におけるソリューション強化を図る

③新人事制度定着による生産性向上
- 社員が自律的に働くことで生産性とモチベーション向上を目指す
  - ：職務記述書にもとづいた自律的な業務計画を立案し、業務進捗（KGI、KPI）を正当・公正に評価するなど、社員一人ひとりの進捗に合わせたマネジメントを図る
  - ：週休3日や週6日勤務を可能とする労働時間制の定着により、社会や社員のニーズに対応し社員満足度の向上を図る

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

⑷ **主要な事業内容**（2021年３月31日現在）

当社は、企業や官公庁の期間業務を担っている情報システムの運用管理、セキュリティ対策及び内部統制に資するパッケージソフトウエアに関する事業を行っておりますが、事業の内容は以下のとおりであります。

事業区分	区分	事業内容
パッケージソフトウエア事業	ライセンス	セキュリティ対策や内部統制強化に対応するパッケージソフトウエア製品の開発・販売
	保守サポートサービス	製品の改良版の提供、使用方法に関するQ&A窓口対応や製品情報の提供
	クラウドサービス	クラウドサービスや期間限定利用に対応する製品の開発・販売
	コンサルティングサービス	当社製品導入にともなうインストールやトレーニング、アドバイザリーサービスなどの提供
	SIO常駐サービス	顧客企業のシステム現場に常駐し、当社製品を使用したIT統制管理業務を行う業務受託

⑸ **主要な営業所及び工場**（2021年３月31日現在）

① 当社

本　　社	東京都中央区日本橋浜町三丁目3番2号

② 重要な子会社

2020年11月11日付けで連結子会社であった株式会社アクロテックを清算いたしました。

⑹ **使用人の状況**（2021年3月31日現在）

使　用　人　数	前事業年度末比増減	平　均　年　齢	平均勤続年数
129（44）名	9名増（14名減）	38.3歳	4.7年

（注）1．使用人数は就業員数であり、パートタイマー、嘱託社員及び人材会社からの派遣社員は（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2．当社は非連結決算に移行しており、当事業年度の使用人数は、単体で記載しております。

⑺ **重要な親会社及び子会社の状況**

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

2020年11月11日付けで連結子会社であった株式会社アクロテックを清算いたしました。

2．株式の状況（2021年３月31日現在）

⑴ **発行可能株式総数**　20,000,000株

⑵ **発行済株式の総数**　6,924,200株（うち自己株式209,432株）

⑶ **株主数**　3,208名

⑷ **大株主**

株主名	持株数	持株比率
石井進也	1,800,000株	26.81%
光通信株式会社	300,400株	4.47%
株式会社ソルクシーズ	240,000株	3.57%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	207,000株	3.08%
丸山良弘	190,700株	2.84%
加藤敏行	180,400株	2.69%
岡本昌平	150,000株	2.23%
QUINTET PRIVATE BANK(EUROPE) S.A. 107704	127,400株	1.90%
日本証券金融株式会社	114,900株	1.71%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	109,700株	1.63%

（注）持株比率は自己株式（209,432株）を控除して算出しております。
なお、当該自己株式には「株式給付信託（J-ESOP）」導入において設定した株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）が保有する当社株式54,400株は含まれておりません。

⑸ **その他株式に関する重要な事項**

株式給付信託（J-ESOP）導入

当社は、2017年3月13日開催の取締役会において、当社の株価や業績と従業員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高め、企業業績向上を図るため、従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託（J-ESOP）」を導入しております。なお、当事業年度末日（2020年3月31日現在）に「株式給付信託（J-ESOP）」導入において設定した株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）が保有する当社株式は54,400株であります。

3．新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4．会社役員の状況

⑴ 取締役及び監査役の状況（2021年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	石井進也	
取締役	日置喜晴	マーケティング部長
取締役	梶亨	技術部門管掌
取締役	飯塚伸	経営管理部長
取締役	手島俊亮	ソリューション営業部長
取締役	東野義明	株式会社アクティス　代表取締役社長
取締役	大橋文雄	
取締役	工藤克彦	
常勤監査役	石渡裕之	
監査役	荻野静夫	
監査役	板垣浩二	合同会社Vista Plusパートナーズ　代表社員 CEO

（注）1．取締役東野義明氏、大橋文雄氏及び工藤克彦氏は、社外取締役であります。なお、当社は各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2．監査役荻野静夫氏及び板垣浩二氏は、社外監査役であります。なお、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3．2020年6月26日開催の第18回定時株主総会終結の時をもって監査役伊藤誠康氏は退任いたしました。

⑵ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

⑶ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役・監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の職務の執行に関して責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されることとなります。また、次回更新時には同様の内容での更新を予定しております。

⑷ 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年１月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、任意の報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

1.基本方針

当社の取締役の報酬は、業績向上と持続的な企業価値向上への貢献意欲を高めることを基本とし、当社の取締役に求められる役割と責務に見合った報酬水準とすることを基本方針とする。具体的には、常勤取締役の報酬は、業績連動報酬（賞与）と業績連動以外の基本報酬により構成し、社外取締役は基本報酬のみを支払うこととし、いずれも現金によるものとする。

2.基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

常勤取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、過去の実績や役職の兼務状況を考慮して、管理職の上位職位給与を基準として決定するものとする。社外取締役の基本報酬は、代表取締役との個別の面談により決定するものとする。

3.業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

取締役の業績連動報酬は、対象を常勤取締役とし、事業年度毎の業績向上に対する意識を高めるため、業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、支給基準を各事業年度の営業利益計画値達成とする。なお、業績連動報酬の総額は、営業利益の5%を上限として決定するものとし、業績連動報酬の支給時期は、事業年度の営業利益計画値達成後の従業員の賞与支給日と同一とする。（当事業年度は、営業利益計画200百万円に対して、営業利益実績163百万円のため、業績連動報酬の支給はありません。）

4.金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

常勤取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、社外取締役及び代表取締役社長で構成する任意の報酬委員会において検討を行う。

5.取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長により適切に行使されるよう、任意の報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、代表取締役社長は、任意の報酬委員会の当該答申の内容に従って決定を行うものとする。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 （うち社外取締役）	88,200千円 (13,200)	88,200千円 (13,200)	－ (－)	－ (－)	8名 (3)
監査役 （うち社外監査役）	8,000千円 (5,000)	8,000千円 (5,000)	－ (－)	－ (－)	4名 (3)
合計 （うち社外役員）	96,200千円 (18,200)	96,200千円 (18,200)	－ (－)	－ (－)	12名 (6)

（注）1．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2．業績連動報酬等にかかる業績指標は、事業年度の営業利益計画値達成としており、当事業年度においては、計画200百万円に対して、実績163百万円でした。
3．取締役の報酬限度額は、2017年6月23日開催の第15回定時株主総会において、年額180,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、６名です。
4．監査役の報酬限度額は、2008年6月24日開催の第6回定時株主総会において、年額20,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、３名です。
5．取締役会は、代表取締役社長石井進也に対し各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に任意の報酬委員会がその妥当性等について確認しております。

⑸ 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役　東野義明氏は株式会社アクティスの代表取締役社長であります。当社と兼職先との間には、特別な関係はありません。

・監査役　板垣浩二氏は合同会社Vista Plusパートナーズの代表社員 CEOであります。当社と兼職先との間には、特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
取締役　東野義明	東野義明氏は、社外取締役に就任以降、企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。当事業年度において開催された取締役会13回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、知識・経験を活かし、議案等について必要に応じて意見を述べております。
取締役　大橋文雄	大橋文雄氏は、社外取締役に就任以降、企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。当事業年度において開催された取締役会の13回全てに出席いたしました。出席した取締役会において、知識・経験を活かし、議案等について必要に応じて意見を述べております。
取締役　工藤克彦	工藤克彦氏は、社外取締役に就任以降、金融機関におけるIT部門の責任者として、豊富な経験と幅広い知識に基づき、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。当事業年度において開催された取締役会13回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、知識・経験を活かし、議案等について必要に応じて意見を述べております。

	出席状況及び発言状況
監査役　荻野静夫	当事業年度において開催された取締役会13回の全て出席し、監査役会には12回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、知識・経験を活かし、議案等について必要に応じて意見を述べております。
監査役　板垣浩二	2020年６月26日就任以降、当事業年度において開催された取締役会11回の全てに出席し、監査役会には10回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、知識・経験を活かし、議案等について必要に応じて意見を述べております。

5．会計監査人の状況

⑴ 名称　　有限責任 あずさ監査法人

⑵ 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23,400千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23,400千円

（注）1.監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出拠出などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

2.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

⑶ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

⑷ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の決議により、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役が、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑸ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

６．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

Ⅰ．取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための当社グループの体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

⑴　取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①取締役は、経営理念に掲げる法令の遵守を率先垂範して実行するとともに、従業員への周知徹底、教育啓蒙を継続し、法令の遵守及び社会倫理への適合を最優先とする企業風土を醸成する。

②「コンプライアンス規程」等に従い、取締役及び担当責任部門長は当社内の意思決定プロセス及び業務執行において、コンプライアンス遵守の取り組みとその監督指導を行う。

③取締役の職務執行状況は、監査に関する規程及び監査計画に基づき監査役の監査を受け、監査役は取締役に対し、必要に応じて改善を助言又は勧告する。

④取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合には、直ちに監査役及び取締役会に報告する。

⑤代表取締役社長直属部門として内部監査業務を所管する部門（以下、「内部監査室」という。）を設けており、年度監査計画に基づいて担当者が監査を実施し、被監査部門に対する問題点の指摘、業務改善の提案、確認を行い、その実現の支援を行う。また、内部監査の内容は、代表取締役社長以下関係役員及び監査役にも報告され、経営力の強化を図る。

⑥必要に応じて法律・会計等の外部の専門家を起用し、法令・定款違反行為を未然に防止する。

⑦金融商品取引法及びその他の法令への適合を含め、「法律、社会規範、社内ルール等の遵守」、「業務の有効性と効率性の向上」、「財務報告の信頼性の確保」、「資産の保全」を目的として、内部統制の構築及び業務の改善に努める。

⑧会社情報の開示については、情報収集、開示資料の作成、開示手順、開示責任者等を定め、開示の正確性、適時性及び網羅性を確保する。

⑵　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

①取締役の職務の執行に係る情報及び文書の取扱いは、法令及び社内規程等に定めるところにより、適切かつ検索性の高い状態で記録・保存・管理され、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行う。

②機密性の高い情報はもとより、情報全般について、社内規程等に基づき、保存・管理する部門、責任者、取扱担当者を明確にし、適切に管理する。

③情報セキュリティに関する基本方針、細則等を決定し、情報セキュリティに関する社内周知徹底を図る。

⑶　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①取締役会は、「リスク管理規程」及び「コンプライアンス規程」に基づき、潜在的リスクの早期発見及び不正行為に対する迅速かつ適切な措置を講じる。

②当社グループにおけるリスク管理の検討を行うため、「リスク管理規程」に基づきリスク管理委員会を四半期に1回以上開催し、必要に応じてリスク管理委員会で検討した内容等を取締役会に報告する。

③不測の事態が生じた場合には、代表取締役社長を委員長とするリスク対策本部又はコンプライアンス委員会を設置して、開示を含む迅速な対応を行い損害の拡大を防止するとともに再発防止策を構築する。

⑷　当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①当社及び子会社の取締役は、経営理念を機軸として、内外の環境を考慮し策定される中期経営計画に基づき、年度計画及び業務目標を明確にし、各業務を執行する。

②定例取締役会を毎月1回開催するほか、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保する。

③当社及び子会社の取締役は、社内規程等に基づき、各業務執行における責任者及びその権限等のルールを定め、効率的に職務の執行が行われる体制をとる。

⑸　当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社から定期的に業務執行及び財務状況の報告を受ける体制を整備するとともに、子会社における内部統制の実効性を高める方策、リスク管理体制等について、必要な指導及び支援を実施する。また、子会社の自主性を尊重しつつ企業集団における経営効率の向上を図るため、子会社管理規程に基づき、子会社の重要事項の決定に当たっては当社の承諾を得る等の方法により業務の適正を確保する。

⑹　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会は、経営管理部所属の使用人に、監査業務に必要な補助を依頼することができる。

⑺　前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

①監査役の職務の補助者の人事異動については、予め常勤監査役の同意を得ることとし、取締役からの独立性が確保できる体制をとる。

②監査役の職務の補助者が、その業務に関して監査役から指示を受けたときは、専らその指揮命令に従う体制をとる。

⑻　当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

①常勤監査役は、当社の取締役会の他、重要な意思決定プロセス及び業務の執行の状況を把握するため重要な会議に出席し意見を述べるとともに、主要な決裁を求める書面その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて当社及び子会社の取締役及び従業員にその説明を求める。

②当社及び子会社の取締役及び従業員は、監査役の求めに応じて速やかに業務執行状況を報告する。

③当社及び子会社の取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは直ちに監査役に報告する。

④監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保する体制をとる。

⑤内部通報制度の通報状況について速やかに監査役に報告を行う。

⑼　その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①監査役会には法令に従い社外監査役を含み、公正かつ透明性を担保する。

②監査役、会計監査人、内部監査室及び経営管理部は意見交換の場を持ち、相互の連携を図る。

③代表取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るために定期的な会合をもつ。

④当社監査役会が独自に意見形成するため、弁護士、公認会計士等の外部専門家を独自に起用することができる体制を確保する。

⑽　監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生じる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

Ⅱ. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役及び監査役は、その職務で定められたルールに則り、適正に執行いたしております。

また、内部監査室が各部門及び子会社に対する業務監査、内部統制監査を通じて、法令遵守、コンプライアンスについて監督・指導を行い、内部統制の運用の有効性を確保しております。

常勤監査役は、監査役監査の他、社員への面談や社内の重要な会議への出席等を通じて、業務執行の状況やコンプライアンスに関するリスクを監視できる体制を整備しております。

貸借対照表

（単位：千円）

科目	第19期 2021年3月31日現在	（ご参考）第18期 2020年３月31日現在
資産の部		
流動資産	**3,545,517**	**3,285,301**
現金及び預金	3,280,647	3,019,865
売掛金	150,149	110,173
未収還付法人税等	31,356	49,746
その他	83,364	105,516
固定資産	**353,812**	**589,280**
有形固定資産	**43,614**	**57,001**
建物	7,933	15,362
工具、器具及び備品	35,681	41,639
無形固定資産	**27,656**	**35,584**
ソフトウエア	27,656	35,584
投資その他の資産	**282,540**	**496,693**
投資有価証券	60,800	37,683
関係会社株式	-	227,119
繰延税金資産	63,300	73,011
敷金	78,440	98,879
その他	80,000	60,000
資産合計	**3,899,329**	**3,874,582**

科目	第19期 2021年３月31日現在	（ご参考）第18期 2020年3月31日現在
負債の部		
流動負債	**697,519**	**585,534**
買掛金	23,828	30,118
未払金	32,499	29,601
未払法人税等	12,090	-
前受金	518,338	459,939
賞与引当金	60,251	40,481
預り金	6,671	7,324
その他	43,839	18,070
固定負債	**32,153**	**38,582**
退職給付引当金	1,430	2,100
従業員株式給付引当金	1,000	2,800
資産除去債務	29,723	33,682
負債合計	**729,673**	**624,117**
純資産の部		
株主資本	**3,153,353**	**3,250,200**
資本金	**507,386**	**507,386**
資本剰余金	**489,386**	**489,386**
資本準備金	489,386	489,386
利益剰余金	**2,374,560**	**2,359,302**
その他利益剰余金	2,374,560	2,359,302
繰越利益剰余金	2,374,560	2,359,302
自己株式	**△217,979**	**△105,874**
評価・換算差額等	**16,302**	**263**
その他有価証券評価差額金	16,302	263
純資産合計	**3,169,655**	**3,250,464**
負債純資産合計	**3,899,329**	**3,874,582**

損益計算書

（単位：千円）

科目	第19期 2020年４月１日から 2021年３月31日まで	（ご参考）第18期 2019年４月１日から 2020年３月31日まで
売上高	**1,801,766**	**1,885,708**
売上原価	**618,576**	**704,935**
売上総利益	**1,183,189**	**1,180,772**
販売費及び一般管理費	**1,019,790**	**1,000,961**
営業利益	**163,399**	**179,811**
営業外収益	**4,872**	**9,518**
受取利息	86	140
受取配当金	1,023	963
助成金収入	3,102	7,996
法人税等還付加算金	544	-
その他	114	417
営業外費用	**2,970**	**759**
その他	2,970	759
経常利益	**165,301**	**188,570**
特別利益	**2,529**	**-**
関係会社清算益	2,529	-
特別損失	**-**	**16,699**
投資有価証券評価損	-	16,699
税引前当期純利益	**167,831**	**171,870**
法人税、住民税及び事業税	26,527	17,286
法人税等調整額	2,632	40,646
当期純利益	**138,670**	**113,938**

株主資本等変動計算書

第19期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	507,386	489,386	489,386	2,359,302	2,359,302	△105,874	3,250,200
事業年度中の変動額							
剰余金の配当				△123,412	△123,412		△123,412
当期純利益				138,670	138,670		138,670
自己株式の取得						△112,104	△112,104
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
事業年度中の変動額合計	－	－	－	15,257	15,257	△112,104	△96,847
当期末残高	507,386	489,386	489,386	2,374,560	2,374,560	△217,979	3,153,353

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	263	263	3,250,464
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△123,412
当期純利益			138,670
自己株式の取得			△112,104
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	16,038	16,038	16,038
事業年度中の変動額合計	16,038	16,038	△80,808
当期末残高	16,302	16,302	3,169,655

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年５月14日

エンカレッジ・テクノロジ株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　島　　義　浩　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　谷　川　陽　子　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、エンカレッジ・テクノロジ株式会社の2020年４月１日から2021年３月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2020年４月1日から2021年３月31日までの第19期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（1）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（2）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月20日

エンカレッジ・テクノロジ株式会社　監査役会

常勤監査役　石渡　裕之　㊞

社外監査役　荻野　静夫　㊞

社外監査役　板垣　浩二　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への適切な利益還元を経営の重要課題のひとつとして位置づけており、各事業年度における利益水準、次期以降の見通し、設備投資に係る資金需要及び内部留保の状況等を総合的に勘案した上で、株主の皆様への利益配当を実施していく方針であります。

当期の期末配当につきましては、普通配当18円とさせていただきたく存じます。

＜期末配当に関する事項＞

(1) 配当財産の種類
金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金18円
なお、この場合の配当総額は120,865,824円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年6月28日

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

(1)当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することにいたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

(2)取締役の報酬等に関する規定を定款上も明確化するため、変更案第24条を新設するものであります。

(3)取締役として有用な人材の招聘を容易にし、その期待される役割を十分発揮できるよう、取締役会の決議によって法令の定める範囲で取締役の責任を免除することができる旨の規定として、変更案第25条第１項を新設するものであります。なお、当該新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。

(4)その他、上記の各変更に伴う字句の修正を行うとともに、文言の整備等所要の変更を行うものであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本定時総会終結の時をもって効力を生ずるものといたします。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第１章　総　　則	第１章　総　　則
（商号） 第１条　（条文省略）	（商号） 第１条　（現行どおり）
（目的） 第２条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1.　ソフトウェアの開発及び販売 2.～6.　（条文省略）	（目的） 第２条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1.　ソフトウェアの開発および販売 2.～6.　（現行どおり）
（本店の所在地） 第３条　（条文省略）	（本店の所在地） 第３条　（現行どおり）
（機　関） 第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか次の機関を置く。 1.　取締役会 2.　監査役 3.　監査役会 4.　会計監査人	（機関） 第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか次の機関を置く。 1.　取締役会 2.　監査等委員会 （削除） 3.　会計監査人
（公告方法） 第５条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることが出来ない場合は、日本経済新聞に掲載する方法で行う。	（公告方法） 第５条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法で行う。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第２章　株　式	第２章　株　式
第６条～第９条　（条文省略）	第６条～第９条　（現行どおり）
（株式取扱規程） 第10条　当会社の株主の氏名等株主名簿記載事項の変更、その他株式に関する手続並びに手数料は、取締役会において定める株式取扱規程による。	（株式取扱規程） 第10条　当会社の株主の氏名等株主名簿記載事項の変更、その他株式に関する手続ならびに手数料は、取締役会において定める株式取扱規程による。
（株主名簿管理人） 第11条　（条文省略）	（株主名簿管理人） 第11条　（現行どおり）
第３章　株主総会	第３章　株主総会
第12条～第13条　（条文省略）	第12条～第13条　（現行どおり）
（招集権者および議長） 第14条　株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、予め取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。	（招集権者および議長） 第14条　株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。
第15条～第17条　（条文省略）	第15条～第17条　（現行どおり）
第４章 取締役および取締役会	第４章 取締役および取締役会
（員数） 第18条　会社に取締役８名以内を置く。	（員数） 第18条　当会社に取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名以内を置く。
（新設）	２　当会社に監査等委員である取締役４名以内を置く。
（選任） 第19条　（新　設）	（選任） 第19条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。
取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。	２　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。
２　（条文省略）	３　（現行どおり）
（任期） 第20条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	（任期） 第20条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新設）	２　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
２　補欠または増員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。	（削除）
（新設）	３　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

現　行　定　款	変　更　案
（代表取締役および役付取締役） 第21条　取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。 2 取締役会の決議をもって、取締役社長１名、必要に応じて、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選任することができる。	（代表取締役および役付取締役） 第21条　取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役若干名を選定する。 2 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長１名、必要に応じて、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。
（取締役会） 第22条　（条文省略） 2 取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要のあるときには、この期間を短縮することができる。 3 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が当該議案について異議を述べなかったときは、取締役会の承認があったものとみなす。 4 （条文省略）	（取締役会） 第22条　（現行どおり） 2 取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要のあるときには、この期間を短縮することができる。 3 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認があったものとみなす。 4 （現行どおり）
（新設）	（重要な業務執行の委任） 第23条　当会社は、会社法第399条の13第６項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
（新設）	（報酬等） 第24条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。
（取締役との責任限定契約） 第23条　（新設） 当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	（取締役の責任免除） 第25条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2 当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第５章 監査役および監査役会	（削除）
（員数） 第24条　当会社に監査役３名以内を置く。	（削除）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（選任） 第25条　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。 ２　前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後４年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。	（削除）
（任期） 第26条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ２　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任監査役の任期の満了する時までとする。	（削除）
（常勤の監査役） 第27条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	（削除）
（監査役会） 第28条　監査役会招集の通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２　監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規程による。	（削除）
（監査役との責任限定契約） 第29条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	（削除）
（新設）	第５章　監査等委員会
（新設）	（常勤の監査等委員） 第26条　監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。
（新設）	（監査等委員会） 第27条　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要のあるときには、この期間を短縮することができる。 ２　監査等委員会の運営その他に関する事項については、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。
（新設）	
第６章 会計監査人	第６章 会計監査人
第30条～第31条　（条文省略）	第28条～第29条　（現行どおり）
第7章 計　算	第7章 計　算
（事業年度） 第32条　（条文省略）	（事業年度） 第30条　（現行どおり）

現　行　定　款	変　更　案
（剰余金の配当） 第33条　株主総会の決議によって、毎事業年度末日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。	（剰余金の配当） 第31条　当会社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。
（中間配当） 第34条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年９月30日を基準日として、中間配当をすることができる。	（中間配当） 第32条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年９月30日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当をすることができる。
（配当金の除斥期間） 第35条　（条文省略）	（配当金の除斥期間） 第33条　（現行どおり）

第３号議案　取締役(監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（８名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。
つきましては、監査等委員会設置会社への移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じです。）５名の選任をお願いするものであります。なお、本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1 再任	石井（いしい）　進也（しんや） (1962年2月18日)	1983年 4 月　コンピュータサービス㈱（現SCSK㈱）入社 1994年 7 月　㈱ジョイント・システム・テクノロジ（現ビー・エム・シー・ソフトウエア㈱）入社 2000年 5 月　フュージョンワン㈱ 取締役 2001年 9 月　㈱ブロード入社　最高執行責任者 2002年11月　当社設立　代表取締役社長（現任） 2016年 4 月　㈱アクロテック　代表取締役社長	1,800,000株
	取締役候補者とした理由 石井進也氏は、当社創業者として、その豊富な実績と強いリーダーシップで、当社の経営を牽引しております。引き続き、当社の経営への貢献を期待できることから、取締役の選任をお願いするものです。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2 再任	日置（ひおき）　喜晴（よしはる） (1968年10月15日)	1991年 4 月　㈱第一ホテル（現㈱阪急阪神ホテルズ）入社 2000年10月　ソフトバンクコマース㈱（現SB C&S㈱）入社 2003年 8 月　シトリックス・システムズ・ジャパン㈱入社 2008年 5 月　同社　マーケティング本部 パートナーマーケティング 担当部長 2008年10月　当社入社 2009年10月　当社　マーケティング部長 2014年 4 月　当社　事業推進部長 2017年 6 月　当社　取締役　事業推進部長 2020年 4 月　当社　取締役　マーケティング部長 2021年 4 月　当社　取締役　マーケティング部長　兼　プリセールス部長（現任）	2,800株
	取締役候補者とした理由 日置喜晴氏は、2017年より取締役として当社のマーケティングや事業推進を牽引し、豊富な知識と経験を有しております。引き続き、当社の企業価値向上への貢献を期待できることから、取締役の選任をお願いするものです。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3 再任	飯塚（いいづか）　伸（しん） （1967年6月13日）	1994年 11月　矢澤会計事務所入所 1996年 3 月　ニフティ㈱入社 2011年 5 月　同社　経営戦略室長 2017年 7 月　当社入社　経営管理部　副部長 2018年 5 月　㈱アクロテック　監査役 2019年 4 月　当社　経営管理部長 2019年 6 月　当社　取締役　経営管理部長（現任）	1,000株
	取締役候補者とした理由 飯塚伸氏は、経営管理部門の責任者として、経理・財務、IR、人事に関する幅広い知見を有しております。さらには当社のDX推進のキーパーソンであり、引き続き、当社の企業価値向上への貢献を期待できることから、取締役の選任をお願いするものです。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4 再任	手島（てじま）　俊亮（としすけ） （1953年6月8日）	1977年 4 月　㈱日立製作所　入社 2001年 4 月　同社　銀行第四部長 2005年 4 月　同社　中国支社　副支社長 2009年 10月　日立ソフトウェアエンジニアリング㈱（現㈱日立ソリューションズ）入社　営業統括本部副統括本部長 2011年 4 月　同社　執行役員　営業統括本部副統括本部長 2013年 4 月　㈱日立ソリューションズ西日本　入社取締役常務執行役員 2018年 4 月　㈱システムトラスト研究所　入社営業部長 2019年 8 月　当社　入社　特別顧問 2020年 4 月　当社　ソリューション営業部長 2020年 6 月　当社　取締役　ソリューション営業部長 2021年 6 月　当社　取締役　第1営業部長(現任)	-株
	取締役候補者とした理由 手島俊亮氏は、国内有数のコンピューターメーカー出身で、IT業界の営業に関する豊富な知識・経験と幅広いネットワークを有しております。引き続き、当社の企業価値向上への貢献を期待できることから、取締役の選任をお願いするものです。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5 新任	上田（うえだ） 浩（ひろし） （1960年8月3日）	1983年 4 月　住友信託銀行㈱（現三井住友信託銀行㈱）入社 2012年 2 月　住信情報サービス㈱（現三井住友トラスト・システム＆サービス㈱）　入社　システム開発第一部長 2016年10月　同社　システム開発第五部長 2019年 1 月　当社　入社 2019年 4 月　当社　研究開発部長 2021年 4 月　当社　カスタマーサポート部長（現任）	1,000株
	取締役候補者とした理由 上田浩氏は、金融機関でのシステム開発や運用に関する長い経験をもとに、2019年の当社入社以降、開発や顧客サポートの品質向上に努めております。さらに、当社の企業価値向上への貢献を期待できることから、新たに取締役の選任をお願いするものです。		

（注）1.各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2.当社は、会社法第４３０条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる役員等としての職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損額を当該保険契約により塡補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当社は、本議案に係る取締役の任期中に、当該保険契約について、同様の内容での更新を予定しております。

第４号議案　監査等委員である取締役４名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行します。つきましては、監査等委員である取締役４名（うち社外取締役３名）の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1 新任	梶（かじ）　亨（とおる） （1954年1月2日）	1976年 4 月　㈱日本ビジネスコンサルタント（現㈱日立システムズ）入社 1985年 5 月　㈱日興システムセンター（現日興システムソリューションズ㈱）入社 1996年 2 月　同社　企画部長 1999年 4 月　㈶郵貯資金研究協会入所　情報システム部主席研究員 2001年10月　エンサイドットコム証券㈱入社　システム部GM 2002年 7 月　同社　取締役 2018年 7 月　当社入社　経営管理部　PMO担当 2019年 3 月　当社　社長付PMO 2019年 6 月　当社　取締役（現任）	-株
	監査等委員である取締役候補者とした理由 梶亨氏は、金融業界及び当社における経営経験を有しております。当社の更なる経営基盤の強化と企業価値の向上を目指すにあたり、業務執行の監査を行う適切な人材と判断したため、監査等委員である取締役候補者として選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2 新任	東野（ひがしの）　義明（よしあき） （1961年1月4日）	1984年 4 月　ソフトウエア興業㈱　入社 1989年10月　㈱レイバンデ・シェル（現㈱アクティス）設立 代表取締役社長（現任） 2007年 7 月　ビジネス・コンシェルジュ㈱　設立　代表取締役社長 2008年 8 月　㈱NIT　設立　取締役 2011年12月　ホライゾンクリエイティブ㈱　設立　代表取締役社長 2014年 6 月　ビジネス・コンシェルジュ㈱　取締役 2016年 6 月　当社　社外取締役（現任）	1,000株
監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 東野義明氏は、㈱アクティスの社長として、長年にわたり会社を牽引している豊富な企業経営経験と幅広い見識を有しております。当社の取締役会における重要事項の決定に関し、幅広い知見や多面的な視点での適切な助言・監督を独立的な立場から行っていただけることを期待し、監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3 新任	工藤（くどう）　克彦（かつひこ） （1953年5月16日）	1976年 4 月　三井信託銀行㈱（現三井住友信託銀行㈱）入社 2004年 4 月　中央三井信託銀行㈱（現三井住友信託銀行㈱）システム企画部長 2005年 7 月　同社　執行役員　システム企画部長 2009年 6 月　同社　常務執行役員　システム企画部長 2011年 7 月　中央三井インフォメーションテクノロジー㈱（現　三井住友トラスト・システム＆サービス㈱）取締役社長 2012年 4 月　三井住友トラスト・ホールディングス㈱　常務執行役員 2013年 4 月　同社　専務執行役員　兼　三井住友信託銀行㈱取締役専務執行役員 2018年 6 月　当社　社外取締役（現任）	-株
監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 工藤克彦氏は、三井住友信託銀行㈱において、長年にわたりシステム企画・構築を通じて組織運営に携わり、金融システム及び経営に関する豊富な知見を有しております。当社の取締役会における重要事項の決定に関し、幅広い知見や多面的な視点での適切な助言・監督を独立的な立場から行っていただけることを期待し、監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4 新任	板垣（いたがき）　浩二（こうじ） （1983年6月29日）	2007年12月　新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）　入所 2012年 3 月　Accenture㈱　入社 2014年 4 月　東京共同会計事務所　入所 2017年 8 月　合同会社Vista Plusパートナーズ　設立　代表社員 CEO（現任） 2020年 6 月　当社　社外監査役（現任）	-株
	監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 板垣浩二氏は、公認会計士として財務や会計に関する幅広い経験及び見識を有しております。当社の取締役会における重要事項の決定に関し、幅広い知見や会計に関する専門的な視点での適切な助言・監督を独立した立場で行っていただけることを期待し、監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。		

（注）1.各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2.東野義明氏、工藤克彦氏及び板垣浩二氏は、社外取締役候補者であります。また、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、東野義明氏及び工藤克彦氏を社外取締役である独立役員として、また、板垣浩二氏を社外監査役である独立役員として同取引所に届け出ております。
3.東野義明氏及び工藤克彦氏は、現在当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって東野義明氏は５年、工藤克彦氏は３年となります。また、板垣浩二氏は、現在当社の社外監査役でありますが、監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって１年となります。
4.当社は、東野義明氏、工藤克彦氏及び板垣浩二氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第１項に定める責任を限定する契約を締結しており、各氏の選任が承認可決された場合、東野義明氏及び工藤克彦氏は当該契約を継続し、板垣浩二氏は同様の契約を締結する予定であります。
5.当社は、会社法第４３０条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる役員等としての職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損額を当該保険契約により塡補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当社は、本議案に係る取締役の任期中に、当該保険契約について、同様の内容での更新を予定しております。

第５号議案　取締役(監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、取締役の報酬等について、2017年６月23日開催の第15回定時株主総会において、年額180,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とご承認いただいておりますが、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額を年額180,000千円以内とすること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとすることにつきご承認をお願いするものであります。

なお､当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は事業報告15頁から16頁に記載のとおりであり、その内容は、本議案をご承認いただいた場合の決定方針としても引き続き相当であると考えられることから、当該方針を変更することは予定しておりません。本議案は、取締役に対して付与する固定の金銭報酬に関する報酬枠を決定する議案であるところ、当該方針において定められた個人別の固定の金銭報酬に関する算定の基準、取締役報酬全体に対して占める割合の水準、付与対象となる取締役の人数水準などに照らした報酬枠として必要かつ合理的な内容となっており、相当であると判断しております。

また、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は８名（うち社外取締役は３名）でありますが、第２号議案「定款一部変更の件」及び第３号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、取締役の員数は５名（うち社外取締役０名）となります。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額40,000千円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとすることにつきご承認をお願いするものであります。本議案に係る報酬等の額は、経済情勢等諸般の事情を踏まえたものであり相当であると判断しております。

第２号議案「定款一部変更の件」及び第４号議案「監査等委員である取締役４名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員である取締役の員数は４名となります。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

以　上

メ　モ

メ　モ

メ　モ

新製品リリースおよび製品の機能強化

次世代型特権ID管理ソフトウェア「ESS AdminONE」をリリース

企業のDX推進を支援する次世代型特権ID管理ソフトウェア「ESS AdminONE」を2021年3月にリリースいたしました。ゼロトラストを前提にした外部脅威へ有効に対処しながら、あらゆるシステムに対する一元的なアクセス管理を実現しています。APIを公開しているため外部システムとのデータ連携も柔軟に対応。
コンテナ技術を採用することにより、業界初の永久サポートを提供いたします。
リリースからわずか1か月で10件のプロジェクトに採用されています。

カメラセンサー機能を「ESS REC」/「ESS REC NEAO」に搭載

2021年3月、システム操作証跡監査ソリューション「ESS REC」および「ESS REC NEAO」に、AI技術（深層学習）による高精度の画像解析・顔認識技術を取り入れたカメラセンサーを搭載し、リリースいたしました。特に、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染予防対策として各企業においてテレワーク導入が進められる中、テレワーク環境下におけるセキュリティ向上を目的とした引き合いが増加しています。重要な情報を扱うことからこれまでテレワーク実現が叶わなかった業務などにおいても、セキュリティリスクを低減することで、企業の働き方改革実現に貢献しています。

新しい働き方への取り組み

週休3日も可能な新人事制度（ESS）を導入

働き方改革の推進と適正な賃金配分を目的とした新人事制度「Encourage Smart life Style（エンカレッジスマートライフスタイル）（略称：ESS)」を2021年4月から開始いたしました。週休3日や半日勤務を組み合わせた週6日勤務が可能となり、より生産性の高い働き方改革の実現と新たな人材採用へつなげてまいります。

その他トピックス

「ESS REC」が11年連続で国内市場シェア1位を獲得

当社の主力製品である「ESS REC」は「システム証跡監査ツール」市場の最新調査において11年連続で国内市場シェア1位を獲得いたしました。*1 「ESS REC」は2004年の発売以来、金融機関や大手企業を中心に500社を超えるお客様にご利用いただいております。

（*1　デロイト トーマツ ミック経済研究所株式会社調べ）

定時株主総会会場ご案内図

会場　東京都中央区日本橋浜町三丁目22番1号
日本橋浜町Fタワープラザ3階
Fタワープラザホール

※開催場所が昨年と異なりますので、お間違いないようご注意ください。



■交通のご案内

地下鉄●東京メトロ半蔵門線「水天宮前駅」下車5番出口より徒歩5分
●都営新宿線「浜町駅」下車A2出口より徒歩5分
●東京メトロ日比谷線「人形町駅」下車A2出口より徒歩6分
●都営浅草線「人形町駅」下車A3出口より徒歩7分

※会場には、駐車場の用意がございませんので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

※お土産等配布の予定はございません。何卒ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

◎新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、可能な限り書面またはインターネットにより事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。また、今後の状況により株主総会会場において、**感染予防のための措置**を講じる場合がありますので、ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C013080
VEGETABLE OIL INK
UD FONT 見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。